

令和7年度 花壇コンクール実施要項

1 趣旨

福井市市民憲章運動推進の一環として行う花いっぱい運動を、広く市民に理解してもらうとともに、花壇づくりの技術向上を図り、また、花に囲まれた潤いのある美しいまちづくりに寄与することを目的に実施する。

2 主催

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

3 申込みコース

コース	部門	対象
A	フラワーロード ※全長 50m 以上	全般
B	プランター ※面積 3 m ² 程度（16 個程度）	
C	大規模花壇 ※面積 15 m ² 程度以上	一般（個人・団体）
D	小規模花壇 ※面積 5 m ² 以上 15 m ² 程度未満	
E	大規模花壇 ※面積 15 m ² 程度以上	学校・企業

4 応募条件

次の条件を満たしていることとする。

- ① 応募するプランターや露地花壇等（以下、「花壇等」という。）が、福井市内にあること。
- ② 当協議会作成のプレート在花壇等に挿していること。
（プレートは市内の公民館と当協議会事務局で配付する。）
- ③ 提出する写真が、5枚以内であること。
- ④ 個人で応募する場合、花壇等が原則として個人の敷地内にあること。
（側溝上や歩道などに設置されている場合は、対象外とする。）
- ⑤ 団体で応募する場合、花壇等が河川敷、側溝上や歩道などに設置されている場合は、所有者に了承を得ていること。

5 応募方法

所定の参加申込書を、郵送、持参またはメールで提出すること。

※写真のサイズによっては受信できない可能性があるため、当協議会事務局から送信する受付確認メールをもって応募が完了したものとする。提出した参加申込書、花壇写真等は返却しない。

【申込み期間】 令和7年7月15日（火）から令和7年8月15日（金）まで

【申込み先】 市内の公民館 又は

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会事務局（生涯学習課内）

6 審査

審査は、不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会 郷土美化部会委員、特別審査員、福井市園芸センター職員、その他花壇作りの知識を有する者等で構成する「花壇コンクール審査員」が行う。

① 審査委員長は、郷土美化部会長があたる。

② 同一の個人又は団体から複数のコースに応募があった場合、最優秀賞は1つの個人又は団体につき1つとする。

③ 応募数が多い場合、予備審査（写真審査）を実施し、本審査対象を決定する。

④ 本審査（現地審査）は、令和7年9月22日（月）に実施する。

⑤ 採点方法は、次によるものとする。

花壇の設計	40点
成育状況	40点
美化意識の啓蒙効果	20点
計	100点

7 表彰

入賞者については、下記のとおり、令和7年11月7日（金）に開催予定の表彰式及び花壇づくり講習会の席上で表彰するものとする。

『最優秀賞』 各コース1本 （賞状と副賞）

『優秀賞』 各コース1本程度 （賞状と副賞）

『審査員特別賞』 各コース1本程度 （賞状と副賞）

『優良賞』 各コース数本 （賞状と副賞）

なお、努力賞（各コース数本）に選ばれた方（団体又は個人）には賞状を所管の公民館を通して配布する。

8 特別審査員

直近の2年間に連続して最優秀賞を受賞した個人、団体、企業又は学校を、本花壇コンクールの特別審査委員として委嘱する。特別審査員の花壇等は、応募は可能だが、審査の対象外とする。

9 問合せ先

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会事務局

福井市教育委員会事務局生涯学習課内

T E L 20-5361

E-mail syougai@city.fukui.lg.jp